

監査系

科目名・単位数	監査概論 2単位	科目分類	監査系	基本科目
配当年次	1年次・春学期・昼・夜	担当教員	はった しんじ	
履修形態	選択必修		八田 進二	
授業概要	<p>本講義では、高度な倫理観と健全なアカウンティング・マインドを備え、かつ、国際的な感覚を備えた会計プロフェッションを養成するために、監査に関する基本的な知識を身につけることを目的としている。かかる目的を達成するために、監査概論では、特にわが国の監査の基準および金融商品取引法と会社法の下における監査制度を中心に取上げて検討する。</p>			
到達目標	<p>わが国の監査の基準および財務諸表監査制度について正しく理解すること。 監査を取り巻く最新の状況を理解するとともに、改善すべき課題等について考察すること。</p>			
授業方法	<p>テキストを中心に講義形式で行い、適宜、必要な最新情報を紹介するとともに、重要論点について、全員での討議を行う。なお、講義の一部は、オンライン授業を採用して、新型コロナウイルス感染症問題への対応を図ることとする。</p>			
事前・事後学習	<p>事前学習として、次回取り上げるテキストの該当箇所について予習しておくこと。(120分) 事後学習として、授業で取り上げた内容及び、テキストの該当箇所について復習しておくこと。(120分)</p>			
成績評価の方法	<p>授業を通じて課されるレポート(70%)、および定期試験(30%)を実施して、総合的に評価する。</p>			
フィードバックの方法	<p>授業時間内において、適宜、ミニテストの実施、および、課題に対してのレポートの作成を課すとともに、それらに対する解説等を行って、理解を深めるように努める。</p>			
履修上の注意	<p>特になし。但し、若干の簿記・会計の知識(簿記2級程度)があるのが望ましい。</p>			
授 業 計 画				
第1回	<p>(監査の定義・分類) 監査とは、どのような活動であるかをASOBACに即して考える。さらに、監査と呼ばれる活動について、法定監査・任意監査、情報監査・実態監査など多様な呼び方がなされているので、それらの意味するところを一通り説明する。</p>			
第2回	<p>(監査の機能) 監査の果たしている社会的機能について、利害調整機能、意思決定支援機能、保険機能といったものが示されているので、それらを取り上げ、監査が主体的立場からどのように機能しているかをマクロの見地から検討を加える。</p>			
第3回	<p>(監査の歴史) 現代監査の発展の過程を、その発祥の地の英国及びその後の発展を示したアメリカでの歴史とさらに、日本での発展の歴史を講義する。こうした歴史を理解することが現代の監査制度の理解を一層深めることとなる。</p>			
第4回	<p>(監査制度) わが国における監査制度は、金融商品取引法監査と会社法監査の2つに分かれている。実質的内容は、金融商品取引法に規定されており、制度設計もそれに従ってなされている。しかし、会社法は、監査の日程を詳細に定めているので、実質的な作業は会社法が優先することとなっている。こうしたわが国監査制度について講義する。</p>			

第5回	(監査人) 監査人として必要な要件について監査基準に則して考える。専門的知識と実務経験という形式要件が課されており、こうした資格の世界的共通化の傾向について理解を深める。さらに、監査人の生命線となる基本的概念は独立性である。これには、精神的独立性と外観的独立性があるので、それらの意味するところは何かについて論及する。
第6回	(監査人) 監査人が業務を行うに際して、職業的専門家としての払うべき正当な注意を払ったか、また、その過程で職業的懐疑心を保持・発揮したかについて、現在も疑念が提起されている。そのため、監査人の強制ローテーションへの流れが出ているので、それらの議論も論じる予定である。
第7回	(リスク・アプローチ) 現在の監査は、リスク・アプローチの考え方をベースに行なわれている。監査の失敗をリスクとしてとらえ、そのリスクを一定の範囲におさめるように監査を計画し実施する手法である。実際の監査業務におけるリスク・アプローチの考えの課題等について検討する。
第8回	(リスク・アプローチ) 固有リスク、統制リスク、監査リスクといった概念の相互関係及びそれを適用していくに当たっての、事業上のリスク、重要な虚偽表示リスク、重要性の基準値等と具体的監査手続との関連について検討する。
第9回	(監査手続) 監査の現場で具体的に証拠を求めて実施する手法にどのような手法があり、各局面でどのように適用するのか、また、それら手法の留意点について述べる。現実の局面では、被監査側がこれら手法を利用して逆にその裏をかく事例もみられるので慎重な適用が求められる。
第10回	(内部統制) 企業を運営するためには、企業の中に相互牽制がきくような仕組みをビルト・インすることが必須であり、これが内部統制の本質である。こうした仕組みについて、学問的にどのような定義が下され、過去にどのような議論と変遷があったかを解説する。
第11回	(内部統制) 監査は、内部統制を前提としており、その内部統制を評価してきていたが、問題事例が続出したことを受けて、内部統制報告制度の導入による監査も実施されている。アメリカの制度と比較して、どのように異なっているのか、また、その実施の現状及びその評価について解説する。
第12回	(監査報告) 監査の結果は、監査報告書という形でおこなわれる。その基本となる報告書には、どのような形があり、それがどのような意味を持っているかを明らかにする。無限定適正意見といわれるものが一般であるが、それ以外の報告書類型が少ない事情について検討を加える。
第13回	(監査報告) 事業の継続性が失われようとしている時、監査報告でどのように扱うかが論議され、監査報告書に一定の事項を記載することとされている。また、監査報告書も現状のままで良いのかについて問題提起されているので、そうした報告書の改善の方向についても解説を加える。
第14回	(その他保証業務) 監査は、企業の財務諸表の信頼性を監査人が保証しているものであり、広く、保証業務の範疇で捉えられる。そこで、監査人が、財務諸表以外に信頼性を附与する業務を考えることができ、それらを総称して、その他の保証業務と呼んでいる。こうした業務として現在展開されているものについて解説する。
第15回	(コーポレート・ガバナンス) コーポレート・ガバナンスとは、会社のトップのチェックの仕組みである。内部統制も会社のチェックの仕組みであるが内部統制ではトップは規制の対象外となってしまう。そのようなトップを規制する仕組みがガバナンス制度である。有効なガバナンスと内部統制が完備した上で、監査を遂行することにより初めて財務諸表の信頼性が確保されるのである。
テキスト	伊豫田・松本・林共著『ベーシック監査論【七訂版】』同文館出版
参考図書	八田・町田共著『[逐条解説で読み解く] 監査基準のポイント』同文館出版 八田・町田共著『逐条解説 内部統制基準を考える』同文館出版